

指宿市プロモーション動画制作業務委託仕様書

1 業務の目的

本業務は、本市が有する豊かな自然や食、観光資源、特産品、農水産物、市民による観光客へのおもてなし等の魅力をより引き出し、市の魅力をトータルで紹介する動画を制作するものである。

動画は、インターネットやメディア等で公開するほか、各種プロモーションの機会において戦略的な活用を図り、市の魅力向上や関係・交流・定住人口の増加、ふるさと納税の寄附額増額につなげていくことを目的とする。

2 委託業務名

指宿市プロモーション動画制作業務委託

3 コンセプト

温泉や自然、観光スポットといった観光資源だけではなく、食、農水産物、産業はもとより、「生産者の思い」、市民の「おもてなしの心」など、人の思いや温かさも伝わるような、魅力ある指宿市をトータルで紹介できるもの。また、動画を見た視聴者が「食べてみたい」「行ってみたい」「住んでみたい」などを印象付ける内容と構成であること。

4 業務内容

受託者は、業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、動画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、本市と協議を行い、内容を決定する。

決定した内容を基に、動画の構成を作成する。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。なお、撮影箇所は市が指定する場合がある。次の内容は、委託業務に含むものとする。

①資料・素材の収集

②肖像権や著作権について必要な手続き（撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube等へのアップ、テレビ局等への提供・貸出を含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。）

③出演者、協力者、撮影地への交渉・許可

④使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

(3) 編集

撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行

う。動画の完成までに、本市による複数回の内容確認及び修正等の指示を受ける。
動画の内容については次のとおりとする。

- ①あらゆる視聴者にとってのキラーコンテンツとして、本編には、本市の観光等の目玉である別紙主要コンテンツを必ず入れること。
- ②複数年使用可能な動画とすること。
- ③国内向けのイベント等で活用するが、必要に応じて、日本語字幕を入れること。(生産者等が方言を使って話した場合や、映像等に注釈が必要な場合を想定。)
- ④音楽(BGM)、字幕、コンピュータグラフィック、イラスト等を適宜挿入すること。

(4) 制作本数及び再生時間

再生時間ごとに以下のとおり制作すること。なお、③については、テーマごと(例えば、温泉・食・農業等)に分けて制作することも可とする。

- ①本編(8分程度)
- ②ダイジェスト版A(4分程度)
- ③ダイジェスト版B(1分程度)

(5) 成果物の納品

成果物は、次の要件・規格で納品するものとする。

- ①動画の規格は、16:9とし、フルハイビジョン(1920×1080)映像とする。
- ②動画の納品は、使用に合わせて以下を制作するものとする。

ア. DVDディスク・・・10枚(盤面印刷含む。コピー可能なもの)

イ. Blu-rayディスク・・・10枚(盤面印刷含む。コピー可能なもの)

ウ. 配信データA・・・3種類

(YouTube および市のホームページで再生可能な形式(WMV, MPEG4, MOV))

配信データB・・・1種類

(インタビューコメントとBGMは残し、ナレーションと文字テロップを抜いたMPEG4形式)

エ. 動画の制作に使用した写真や各シーンの静止画等を保存したDVD・・・1枚
(盤面印刷含む。コピー可能なもの)

(6) 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、市の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

5 業務期間

契約締結日から令和2年3月31日(火)まで

ただし、「4(4)③ダイジェスト版B」については、令和元年10月25日(金)までに納品することとする。なお、ダイジェスト版Bについて、テーマごとに複数パターン作成する場合は、市と協議し、市が要請するテーマのものを期日までに納品すること。

6 データの保護・著作権について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写または複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

(6) 著作権の帰属

本市へ納入した成果物に係る一切の権利は当市に帰属する。

(7) 紛争の処理

映像、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

(8) 映像の編集

映像や画像の差し替えが必要な場合は、市は映像や画像の差し替え等の編集を行えるものとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議して決定する。

8 問い合わせ先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市産業振興部 商工水産課 ふるさと納税係 担当：大道

電話：0993-22-2111（内線 145）

FAX：0993-24-3826

E-mail：ibufuru@city.ibusuki.jp

【主要コンテンツ】

分類	必須映像
観 光	砂むし温泉
	知林ヶ島砂州
	池田湖
	開聞岳
	唐船峡そうめん流し
	ヘルシーランド露天風呂「たまたま温泉」
	観光特急「指宿のたまたま箱」
	いぶすき菜の花マラソン
	イーブイマンホール
	農畜産物
ソラマメ	
スナップエンドウ	
マンゴー	
観葉植物	
黒牛	
黒豚	
黒さつま鶏	
加工品	鰹節
	カツオタタキ
	鰻
	焼酎
	さつまあげ
工芸品	つげ櫛
	薩摩焼

※上記素材を組み合わせての撮影も可

※上記以外のコンテンツについても提案可